(仮称) 札幌市犯罪被害者等支援条例(素案)について

1 犯罪被害者等の支援に関する条例をめぐる情勢

平成 16 年に犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)が制定され、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等(犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいいます。以下同じです。)の支援等に関し、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされました。

その後、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めていますが、平成28年に策定された第3次犯罪被害者等基本計画から、地方公共団体における犯罪被害者等の支援に関する条例(以下「支援条例」といいます。)の制定を促進する内容が盛り込まれたところです。

このことを受け、都道府県及び市町村では、支援条例を制定する動きが 広がっています。



犯罪被害者等支援シンボルマーク 「ギュッとちゃん」

2 札幌市における犯罪被害者等の支援の取組の現状

札幌市においては、平成 21 年 3 月に制定した「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」(以下「安全安心条例」といいます。) に基づき、犯罪被害者等の支援を推進してきたところです。

具体的には、平成 22 年 3 月に安全安心条例第 7 条の規定に基づき「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」(以下「安全安心基本計画」といいます。概要は次ページのとおりです。)を策定して以降、市民への広報啓発や総合的対応窓口の設置などの犯罪被害者等の支援に関する施策(以下「犯罪被害者等支援施策」といいます。)を実施してきました。

さらに、令和2年5月に策定した第3次安全安心基本計画においては、 犯罪被害者等支援施策の促進を基本方針の一つに位置付けた上で、令和2 年8月から、「札幌市犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要 綱」に基づき、犯罪被害者等が犯罪被害によって被る経済的負担の軽減を 図るための支援を実施しています。

~安全安心基本計画における犯罪被害者等の支援~

(1) 安全安心基本計画の策定趣旨

市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための取組を行うとともに、不幸にして犯罪被害に遭われた市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援を進めていくために、平成21年に「安全安心条例」を施行しました。

安全安心条例の施行後、**犯罪のない安全で安心なまちづくり及び犯 罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するため**、安全安心基本計画を策定しており、現在、令和7年度以降の5年間を計画期間とする、第4次安全安心基本計画の策定に向けた検討作業を行っています。

(2) 第4次安全安心基本計画(案)の構成(犯罪被害者等の支援に係る部分の抜粋)

【基本目標】: 犯罪のない安全で安心して暮らせるまちの実現

基本方針	基本施策	取組
4 犯罪被害者等 が安心しと 暮で係機関 関携・協力して 支援する	1 犯罪被害者等に関する 相談及び情報の提供等	87 総合的対応窓口における対応 88 住民基本台帳の閲覧制限等 89 市税各種証明書の発行制限 90 性暴力相談窓口の設置 91 DV被害者及び犯罪被害者等に係る市営住宅の優先入居 92 DV被害者及び犯罪被害者等に係る市営住宅の一時使用 93 選挙人名簿抄本の閲覧制限
	2 犯罪被害者等の 経済的負担の軽減	94 犯罪被害者等に対する支援金・助成金の支給による支援 95 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援
	 犯罪被害者等支援を行う 民間支援団体への支援 	96 民間支援団体への支援
	4 犯罪被害者等支援に関する 広報及び啓発等	97 市民理解の促進に向けた情報発信・広報啓発 98 事業者の理解促進に向けた情報発信・広報啓発 99 犯罪被害者等の支援に関する職員研修の実施
	5 犯罪被害者等支援に関する 意見等の施策への反映	100 総合的対応窓口における対応

※ 基本方針1~3は「犯罪のない安全で安心なまちづくり」に関する内容

3 支援条例制定に当たっての基本的な考え方

上記「2 札幌市における犯罪被害者等の支援の取組の現状」のとおり、 札幌市では、これまでは安全安心条例に基づき犯罪被害者等の支援を行っ てきたところですが、支援条例を制定することによって、犯罪被害者等の 支援の重要性をより強力に社会へ発信し、市民や事業者における理念や意 義の共有や、理解の促進を期待できるとともに、安全で安心して暮らせる 社会の実現につなげていくことを考えております。

支援条例制定の主な趣旨等は以下のとおりです。

(1) 目的

犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図るとと もに、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを支援条例の 目的とします。

(2) 基本理念

犯罪被害者等基本法に定める基本理念¹にのっとり、札幌市における 犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定めることで、犯罪被害者等の 支援に関する札幌市としての姿勢を明確にします。

(3) 責務の明確化及び持続的・継続的な支援

犯罪被害者等の支援は、経済的な支援だけでなく、犯罪被害者等からの相談に応じ、関係機関等との連絡調整を図った上で、必要な情報の提供及び助言を行うこと等も重要であり、市民、事業者、民間支援団体等の協力が欠かせません。

そこで、行政を含めたそれぞれの責務を明確化し、社会全体で持続的・ 継続的な支援に取り組んでいくことを定めます。

¹ 犯罪被害者等基本法第3条に次のとおり規定されています。

第1項:すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利 を有する。

第2項:犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の 事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

第3項:犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられる ものとする。

(4) 犯罪被害者等の支援に関する理解の促進

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な害を被るにとどまらず、その害を被った後に、周囲の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過度な取材等により生じる精神的な苦痛やプライバシーの侵害などの被害(二次被害)や犯罪加害者による別の犯罪等により生じる精神的な苦痛やプライバシーの侵害などの被害(再被害)を受ける場合があります。

そこで、このような被害についても支援の対象となることを明らかに した上で、犯罪被害者等の支援に関する理解の促進を目的として、犯罪 被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害 及び再被害の発生の防止の重要性等に関する広報啓発の実施について 明確化します。

4 審議会からの答申

札幌市長は、令和6年3月22日付けで、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」に対して、(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の制定についての諮問を行い、同年9月11日付けで同審議会から札幌市長に答申が行われました。

札幌市では、当該答申を踏まえ、本条例の素案を作成しました。

(参考) 条例の検討経過

開催日	主な内容
令和6年3月22日(金)	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会に諮問
令和6年6月7日(金)	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会での審議
令和6年7月10日(水)	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会での審議
令和6年9月 9日(月)	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会での審議
今和~午○日 11 □ (水)	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会から
令和6年9月11日(水) 	札幌市長宛てに答申書の手交
今和6年10日20日(水)	札幌市議会財政市民委員会で、パブリックコメント案について
令和6年10月30日(水)	報告・審議

(仮称) 札幌市犯罪被害者等支援条例の素案内容

1 条例の目的

犯罪被害者等基本法第3条に規定する基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策等を定めることにより、犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図るとともに、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とします。

2 用語の定義

条例における用語を以下のとおり定義します。

犯罪等	犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為	
犯罪被害者	犯罪等により害を被った者	
犯罪被害者等	犯罪被害者及びその家族又は遺族	
市民等	市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体	
事業者	市内で事業活動を行う者	
民間支援団体	犯罪被害者等の支援を行う民間の団体	
関係機関等	国、北海道その他本市以外の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪	
	被害者等の支援に関係するもの	
	犯罪被害者等が、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて	
二次被害	行われる誹謗中傷、報道機関(報道を業として行う個人を含みます。)による	
一人饭音	過度の取材及び報道等により受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバ	
	シーの侵害、経済的損失その他の被害	
	① 犯罪被害者が、加害者の別の犯罪等によって受ける害及び当該犯罪	
	被害者の家族又は遺族(②で「犯罪被害者家族等」といいます。)に対す	
	る当該加害者による別の犯罪等によって受ける精神的な苦痛、心身の不	
再被害	調、経済的損失その他の被害	
	② 犯罪被害者家族等が、当該犯罪被害者に係る加害者の別の犯罪等に	
	よって受ける害及び当該犯罪被害者に対する当該加害者による別の犯	
	罪等によって受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的損失その他の被	
	害	

3 基本理念

以下の①~④の事項を条例における基本理念とします。

- ① 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければならないこと
- ② 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われなければならないこと
- ③ 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止に留意して行われなければならないこと
- ④ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、 市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする こと

4 責務

(1) 市の責務

- 市は、本条例の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、 犯罪被害者等の支援のための具体的な施策(以下「犯罪被害者等支援施策」といいま す。)を策定し、実施しなければならないものとします。
- 市は、犯罪被害者等支援施策の実施に当たっては、関係機関等と連携し、及び協力 してこれを行わなければならないものとします。

(2) 市民等及び事業者の責務

- 市民等及び事業者は、本条例の基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている 状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又 は生活の平穏を害することのないよう十分に配慮するよう努めなければならないものと します。
- 市民等及び事業者は、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めな ければならないものとします。
- 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならないものとします。

5 犯罪被害者等の支援に関する計画

- 市は、犯罪被害者等支援施策を計画的に推進するための計画を策定するものとします。
- 市長は、当該計画を策定するに当たっては、安全安心条例に規定する札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の意見を聴かなければならないものとします。

6 相談及び情報の提供等

- 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等によって直面している各般の問題について相談に応じ、適宜関係機関等との連絡調整及び関係部局間の連携を図った上で、必要な情報の提供及び助言を行うものとします。
- 市は、この相談に応じて必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置 するものとします。

7 経済的負担の軽減

市は、犯罪被害者等が犯罪等によって受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、給付金の支給その他の必要な支援を行うことものとします。

8 民間支援団体への支援

市は、本条例の基本理念にのっとって行われる活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとします。

9 広報及び啓発等

- 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害 及び再被害の発生の防止の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるための 広報及び啓発を行うものとします。
- 市は、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずる ものとします。

10 意見等の反映

市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者その他市民等からの意見、要望等を把握し、犯罪被害者等支援施策に反映させるよう努めるものとします。

11 委任

この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めることとします。